

改正

令和元年8月20日訓令第7号

令和元年11月20日訓令第8号

令和5年5月18日訓令第4号

佐久市小規模工事等取扱規程

佐久市小規模応急補修工事取扱規程（平成17年佐久市訓令第61号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規程は、市が管理する施設の破損等により市民生活に支障を生ずるおそれがあり、補修整備を行わなければならない工事、修繕等のうち小規模なもの（以下「小規模工事等」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

（範囲及び限度）

第2条 小規模工事等の範囲は、道路（橋りょう及び交通安全施設を含む。）、用排水路、河川、公園、上下水道、建築物等の施設の改良又は機能維持を目的とする工事で、1件の金額が130万円を超えないもの又は修繕等で、1件の金額が50万円を超えないものとする。

（設計図書等の省略）

第3条 小規模工事等の設計図は、位置図及び標準図又は仕様書をもって代えることができるものとする。

2 積算内訳は、標準積算の範囲内で見積書をもって代えることができるものとする。

（予定価格調書の省略）

第4条 予定価格調書の作成は、佐久市財務規則（平成17年佐久市規則第39号）第120条の規定により省略する。

（契約）

第5条 契約は、請書による随意契約によることができるものとする。

（仕様等）

第6条 小規模工事等の仕様は、見積依頼時に指示し、小規模工事等が完成したときの提出書類については、次条に定める書類を除き、省略することができるものとする。

（提出書類）

第7条 小規模工事等が完成したときは、原則として、次に掲げる書類を提出させるものとし、その他の書類については、当該小規模工事等の監督員の指示により提出させるものとする。

- (1) しゅん工届（完了届）
- (2) 工事写真
- (3) 出来形図又はこれに代わるもの
- (4) 工事記録

（その他）

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和元年8月20日訓令第7号）

この規程は、令和元年10月1日から施行し、第1条の規定による改正後の佐久市建設工事事務処理規程及び第2条の規定による改正後の佐久市工事の契約保証金に関する取扱規程の規定は、同日以後に行った入札の公告又は指名若しくは見積の通知に係る契約について適用する。

附 則（令和元年11月20日訓令第8号）

この規程は、訓令の日から施行し、この規程による改正後のそれぞれの規程の規定は、同日以後に行った入札の公告又は指名若しくは見積の通知に係る契約について適用する。

附 則（令和5年5月18日訓令第4号）

この規程は、令和5年7月1日から施行し、第1条の規定による改正後の佐久市建設工事事務処理規程及び第2条の規定による改正後の佐久市工事の契約保証金に関する取扱規程の規定は、同日以後に行った入札の公告又は指名若しくは見積の通知に係る契約について適用する。